

下河辺庄新方「おま」の「田地」を探る

秦野 秀明

はじめに

嘉暦元年（一二三六）十月三日の「下河辺庄新方検見帳」（金沢文庫文書 通し番号 五三九五号／整理番号 七八号）に記載される「おま」の地は、『越谷市史』（一九七五）（1）をはじめ、『三郷市史』（一九九〇）（2）、『春日部市史』（一九九四）（3）、『吉川市史』（二〇〇九）（4）、（二〇一四）（5）など（6）（7）（8）で、現越谷市恩間に比定されているが、「おま」及び「おま」の「田地」の具体的な場所については、管見の限り言及がなされていないのが現状であった。

「おま」の地に比定される現越谷市恩間を含む地域は、平成三十二年度までの「西大袋土地地区画整理事業」として施行中であるが、「おま」及び「おま」の「田地」の具体的な場所を決定づける考古学的な発見及び成果は上がっていない。今回筆者は、先行研究の成果から「下河辺庄新方検見帳」に記載される「おま」の「田地」の具体的な場所について考察を試みた。

一・嘉暦元年（一二三六）十月三日「下河辺庄新方検見帳」

嘉暦元年（一二三六）十月三日 下河辺庄新方検見帳（金沢文庫文書 通し番号 五三九五号／整理番号 七八号）

（端裏書（はしうらがき））

「新方検見帳 嘉暦元年」

（免）

にいかたのけんミちやう 十丁めん分

（恩間）

おまの分

合

四反卅分

まこ二郎

四反六十分

しよう三郎

五反

へい二郎

四反六十分

いやとうし

五反

くさきう三郎

已上四丁 分米八石

合二丁二反小卅分

七

一丁六反半卅分そん

ゝ

七

三石五斗一升六合

五

一

ゝ

分米四石四斗二升五合

ゝ

ゝ

（恩間）

おまの分

七反

大夫五郎

六反大

ちう大郎

九反九十分

又大郎

三反小

五郎四郎

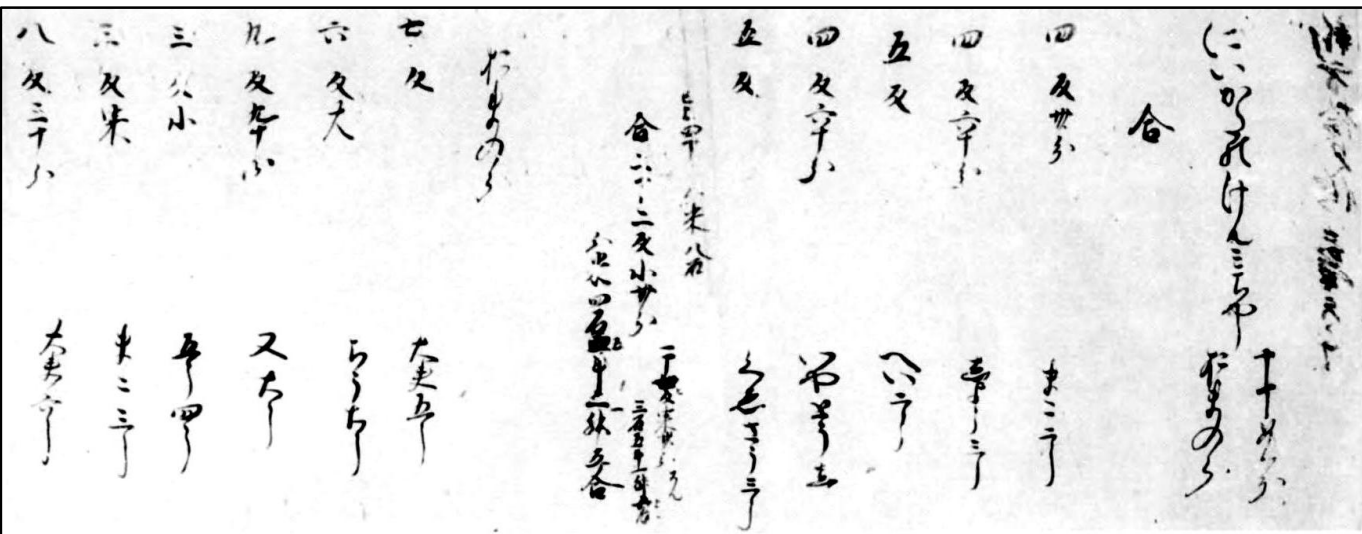
三反半

まこ三郎

八反三十分

大夫三郎

国立国会図書館デジタルコレクション「金沢文庫古文書」<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1015423> を加工して引用



□反小 せんけう
 □反七十分 にうゑん
 四反三百分 二郎太郎
 □□九十分 いや太郎
 二丹三百卅分 ゆいくわん
 □反七十五分 いや三郎
 □反大卅分 大夫太郎
 四反 六郎二郎
 四反十分 まこ太郎

(得田)

合 八丁四反小十五分 とくてん

已上 分米 十六石九斗六升二合

 それ十二石七斗〇升五合

(損)

その分田 六丁三反小四十五分

已上四丁七反三分 分米廿九石五斗七升七合

七

ちやうの米 合廿一石四斗九升七合

□□分八丁一反十五分 十六石二斗四升一合

そん

(嘉曆) (元)

かりやくわん年十月三日

へい太郎 (花押)

ちやくわう (花押) (9)

(筆者注 一町(町歩)は、九九一七・三五五^m。「おま」の「検
 見対象面積(田地)」である約十四町(町歩)は、約二三八八四
 二・九七^m。計算のために、「おま」の「検見対象面積(田地)」
 を「正方形」と仮定すると、一辺は、約三七二・六^mになる)

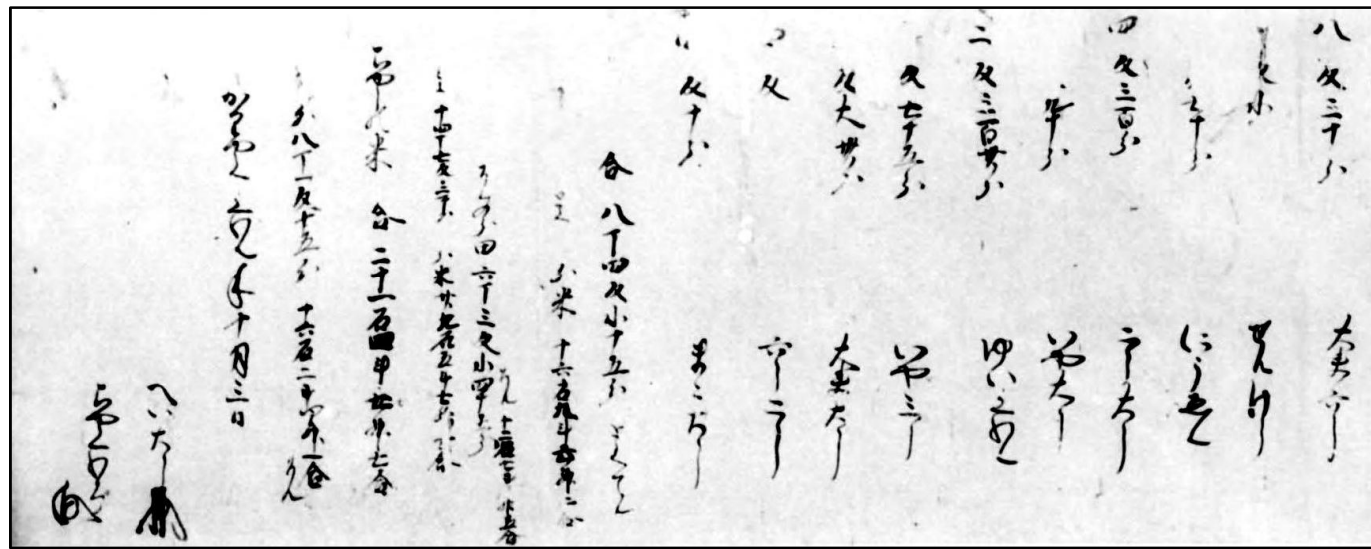
鈴木 哲雄 (二九八四) (二〇〇五) は、「下河辺庄新方検見帳」について、次のように述べた。

この検見帳は、「十丁めん(免)分」と「おま(恩間)の分」ごとに、請作面積と請作者(百姓の名を書き上げ、小計した
 ものである。前半部分は記載はないが、「十丁めん分」であることは明らかである。小計では、まず「已上四丁 分米八合
 として、本来の耕地面積である検見対象面積と分米が記される。次に「合」として、百姓請作面積の合計「二丁二反小卅分」
 とそれに対する分米高が書き上げられ、余白には「そん」として損田面積とその分米高が記入されているのである。百姓請
 作面積とその合計「二丁二反小卅分」とは、得田を意味していた。「おまの分」の小計では、まず「合」として、百姓請作面
 積と得田面積と分米高が記され、次に「その分田」として損田面積が書かれ、その右下余白に損田分の分米高が記入され
 ている。そのあとに、本来の耕地面積である検見対象面積と分米高とが書かれているのである。そして最後に「ちやう(定
 の米」として、「十丁めん分」と「おまの分」との得田分の分米高の合計と、損田分の合計面積とその分米高が記されている。
 それをまとめたものが表4である。

表4 十丁免と恩間の分米高

十丁めん(免)分	
合 四丁	分米 八石
得田二丁二反一五〇歩	四石五斗一升五合

国立国会図書館デジタルコレクション「金沢文庫古文書」 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1015423> を加工して引用



損田一丁七反二〇歩 三石五斗一升七合

《得田率＝得田／合＝五六％》

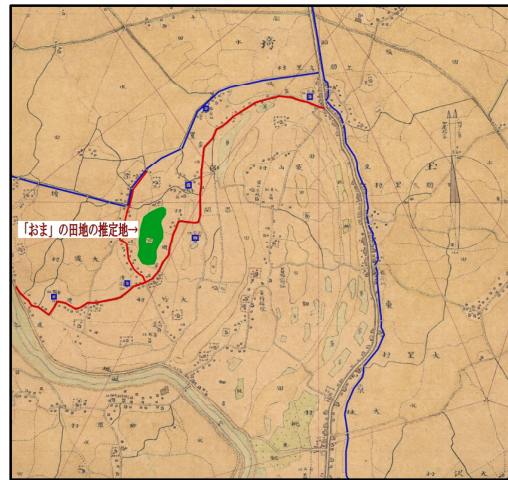
おま(恩間)の分

合 一四丁七反三〇歩	分米 二九石五斗七升七合
得田八丁四反一三五歩	一六石九斗六升二合
損田六丁三反一六五歩	一二石七斗〇升五合
《得田率＝得田／合＝五七％》	

ちやうの米＝定米 二二石四斗七升七合

損分 八丁一反一五歩 一六石二斗四升一合

「明治前期測量
二万分の一フランス式彩色地図
一 第一軍管地方二万分一迅速測図 一
埼玉県武蔵国南埼玉郡平方村及恩間郷近傍」
を加筆して引用（「図1」）↓



「十丁めん分」については、貞治元年（二三六二）（筆者注 貞治二年（二三六三）の称名寺寺領年貢納帳¹⁰、「肆拾捌石式斗赤岩年貢分納」とともに「染石参斗伍升十丁免年貢分納」とみえ、「年貢分納」が七石三斗五升に増加していることが注目される。先述の永徳二年（二三八二）の下河辺庄赤岩郷年貢銭結解状¹¹）にも、「国下行注文」として「拾陸貫参毫佰文新方十町目請取之時勘料、此内三百文茶一斤代」とあり、鎌倉末期の検見帳作成後も称名寺領内の免田型の庄田として確認されるのであるが、位置の比定はできない¹²。他方、「おまの分」は他の史料での確認はできないが、新方内の西南に位置する春日部市（筆者注 越谷市）恩間に比定されているわけで、耕地形態を考えるうえで重要である。

これまでの考察から、称名寺領下河辺庄新方の耕地形態の特徴としてあげられることは、次の三点である。

①表4に示したように、「十丁めん分」の耕地四町、「おまの分」の耕地一四町七反三〇歩のうち、得田率五六ないし五七パーセントにすぎず、他は損田であり、耕地の不安定性が確認できること。

②百姓請作面積は、「十丁めん分」では四反三〇歩から五反、「おまの分」では欠損部分を除き二反三三〇歩から九反九〇歩である。ともに一町をこえるものではなく、その小規模性が確認されるわけで、請作地は不安定耕地内に散在的に経営されていたと推定されること。

③「おまの分」に比定される恩間は、図7（筆者注 省略）からわかるように、現在元荒川の蛇行跡（中世の荒川（筆者注 中世の利根川）左岸の自然堤防上に位置している。つまり、①②のような形態をもつ「おまの分」の水田耕地は、中世荒川（筆者注 中世利根川）左岸の自然堤防に沿って形成されていたと推定されること。「十丁めん分」も「おまの分」と同様の形態をもつことから、新方内の自然堤防周辺に位置していたと考えられること。

以上のように、鎌倉末期、古隅田川地域内の下河辺庄新方では、自然堤防に沿って四町ないし一四〜一五町の水田耕地が形成されていたことになろう。しかし、実際に開発＝散田され、耕地された得田の比率は五六〜五七パーセントであり、個々の百姓に請作された得田面積は一町以下の小規模なものであった。このことは、先に新方内の北端、古隅田川の自然堤防上に位置する春日部郷で、在地領主春日部氏によって自然堤防周辺の水田が開発されたであろうと推定したことと一致する。また、鎌倉末期でも、自然堤防周辺の可耕地内において、損田率が高いという状況が続いていたわけである。こうした状況こそが、鎌倉幕府の再三にわたる地頭への開発命令を必要とさせた理由であったわけで、築堤と灌漑用水もこのような耕地形態の水田を確保するために必要であったのである。〔中略〕

また、古隅田川地域内で一町以下の小規模な水田を請作した百姓の生活の場合、新方では自然堤防上に、慈恩寺台地側では台地上にあったであろうことは、前述のとおりである。古隅田川地域およびその周辺＝中世利根川流域の中世的村落景観は、洪積台地上および利根川等の大河川の自然堤防上に、百姓の生活の場（＝園宅地を含む「在家」、および広範な島地）があり、その周辺に不安定な水田耕地が広がるというものであったと推定する。そして中世的な耕地拡大の特質は、自然堤防を利用した築堤と灌漑用水の確保による不安定耕地の安定化と、自然堤防の周辺から低湿地の中央部へと徐々に水田耕地を広げていく方式にあったのである。新方内の「十丁めん分」において、嘉暦元年の検見帳では「分米四石五斗一升五合」が、貞治元年（筆者注 貞治二年）の称名寺寺領年貢納帳では「七石三斗五升」に増加していることにもふれておいたが、八石に近い後者の年貢高は、南北朝時代をへて検見対象地四町のほとんどが得田化したことを意味しているのである。¹³

二・下総国下河辺庄新方は、「湿田低地型」の中世村落

原田 信男（一九九九）は、下総国下河辺庄新方は、中世の「村落景観の諸類型と地形条件」の中で、「沖積低地悪水地帯」の「湿田低地型」¹⁴であるとして、次のように述べた。

湿田低地型の中世村落

〔前略〕下総国下河辺庄は、古利根川の上流東部の沖積地からなる河辺（下左）を中心として、同じく下流部分の新方と、北端の低い洪積台地を主体とした野方（上左）という三つの地域から構成されていた。〔中略〕

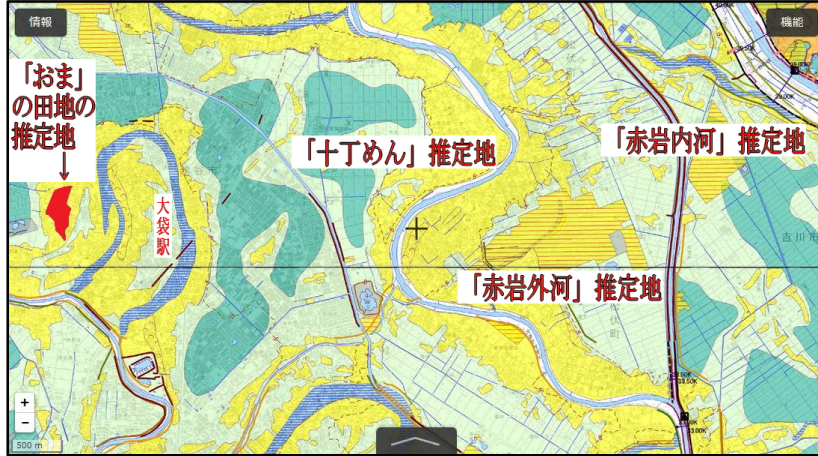
沖積低地を中心とする新方については、鎌倉末期の土地台帳に残り、畠地に関しては不明であるが、水田の状況をわずかながらうかがうことができる。嘉暦元年（二三三六）十月三日の下河辺庄新方検見帳（『金沢文庫文書』五三五五号）には、「十丁めん分」と「おまの分」の田地の書き上げがあり、農民名や分米が記入されている。このうち「十丁めん」は不明であるが、おそらくは広大な免田の意で新開地であった可能性も考えられる。また、「おま」については、埼玉県越谷市恩間に比定され、沖積低地に立地する中世村落で、その集落は自然堤防上にあったと推定される。本文書によれば、「おま」には水田が八丁四反二三五歩ほどあり、一六石九斗六升一合の年貢が課せられていたが、うち六丁三反一六五歩が損田で、一二石七斗余の分米が免除されている。すなわち、水田のうち七五・二％^②は耕作が不可能であり、水田を擁していたとしても、非常に耕地条件が劣悪であった。

これは関東平野では、自然堤防の微高地を除けば湿性が極めて高く、このため用排水路の設定が困難で、特に中世においては沖積低地に良質な水田が少ないという事情による。もちろん『吾妻鏡』仁治二年（一二四二）九月二日条では、下河辺行光に関して「自幼少住于太田・下河辺等田畔」、定不馴如レ此狩場敷之由」と記しており、下河辺庄に畔畔をともなつた水田が存在していたことがうかがわれるが、それらの質や量については明確ではない。おそらく地形的に下河辺庄新方は、周囲に水が溢れるような状態にあり、良質な水田の少ない湿田低地型の中世村落によつて構成されていたものと思われる。〔後略〕（一五）

結びにかえて

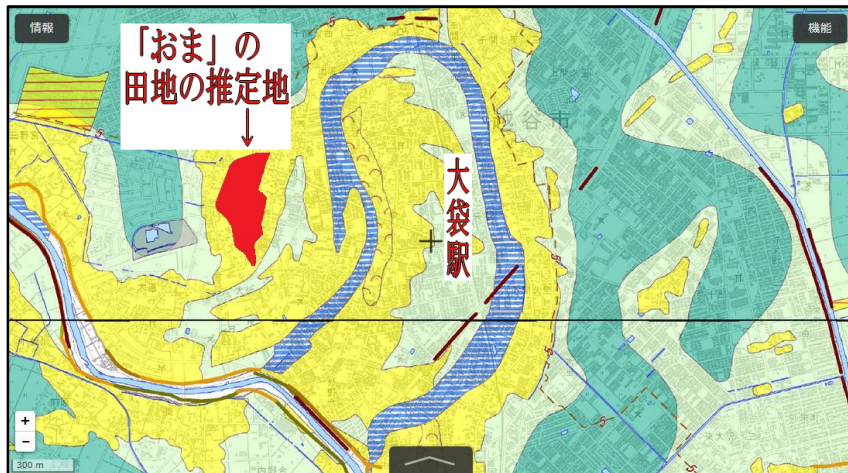
①嘉暦元年（二三三六）十月三日「下河辺庄新方検見帳」を分析 検討した a 鈴木哲雄（二九八四）（二〇〇五）の「得田率Ⅱ得田／合＝五七％」、「おまの分」の水田耕地は、中世荒川（筆者注 中世利根川）左岸の自然堤防に沿つて形成されていたと推定されること」と、b 原田 信男（二九九九）の「おま」については、埼玉県越谷市恩間に比定され、沖積低地に立地する中世村落で、その集落は自然堤防上にあったと推定される、「水田のうち七五・二％^②は耕作が不可能であり、水田を擁していたとしても、非常に耕地条件が劣悪であった」との想定から、次の「図1」、「図2a」、「図2b」、「写真1」に表す地域を、嘉暦元年（二三三六）十月三日「下河辺庄新方検見帳」に記載される「おま」の「田地」の具体的な場所として推定した。これは、管見の限り初めての試みである。

②なお、今回推定した中世の下河辺庄新方「おま」の「田地」は、近世の「忍間（おんま）村」の「村外」の地域である近世の「大竹村」の「村内」の地域となった。



国土交通省 国土地理院 「治水地形分類図（更新版）」
を加筆して引用（「図2a」）↑

国土交通省 国土地理院 「治水地形分類図（更新版）」
を加筆して引用（「図2b」）↓



- (1) 大村進(一九七五)『越谷市史第一巻 通史上』越谷市役所、二六二頁
 (2) 原田 信男(一九九〇)『三郷市史 第一巻 原始古代・中世史料編』三郷市、四四八・四四九頁
 (3) 永井 晋(一九九四)『春日部市史 第六巻 通史編Ⅰ』春日部市、二五四頁
 遠藤 忠(一九九四)『春日部市史 第六巻 通史編Ⅰ』春日部市、三四一頁
 (4) 永井 晋(二〇〇九)『吉川市史 第一巻 資料編 原始・古代・中世』吉川市、二九八・二九九頁
 (5) 福島 正義(二〇一四)『吉川市史 第六巻 通史編Ⅰ 原始・古代・中世・近世』吉川市、七〇・七二頁

新方庄条里は、下総国葛飾郡下河辺庄新方の地で、新方庄を称え、旧利根川の現古隅田川・古利根川・元荒川・中川に挟まれる近世期の新方領と岩槻領域で、庄域内は香取社を祭祀する。「新方」の地名は、鎌倉期の新補地頭にちなむ地名と言われる。新方庄域の条里遺構地名は、越谷市域には大里・上間久里・下間久里・増林字三町野・増田新田(春日部市)に「京ノ割、モノ割」「新編武蔵風土記稿」等の遺構地名がある。「中略」

嘉暦元年(一二三六)『新方検見帳』の史料で見ると、下河辺庄新方の「十丁めん分 おまの分」の地積が記録される。「十丁めん」は越谷市向畑字堂面の地で、なお堂面地内では「十丁免観音堂」(筆者注)「十丁免観音堂」の名称の出典は不明であるが、加藤 幸一氏の調査によれば、八月十日に堂面の観音堂で「十日面(とうかめん)」の行事が行われる」と称える寺院があり、「おま」は越谷市恩間の地である。両地とも旧利根川の自然堤防が発達した所で、十丁免は古利根川右岸、恩間は元荒川の左岸で、両地はほぼ東西に位置する。恩間は南端に大里、北隣に下間久里(筆者注) 恩間南部の東方向に大里、中部の東方向に下間久里、北部の東に接する上間久里」と条里遺構地名が付けられた集落と接する。十丁免の地積四町歩の水田を五名で耕作し、一人平均が八段(九反六畝歩)となる。恩間の地積十四町七段三〇〇歩の水田を一五名で交錯し、一人平均九段二八八歩(二反一畝一八歩)ほど恩間の耕作面積が広いことが分る。

- (6) 原田 信男(一九九九)『中世村落の景観と生活』思文閣出版、六八・二二三頁
 (7) 鈴木 哲雄(二〇〇五)『中世関東の内海世界』岩田書院、九七〜一〇三頁

初出：鈴木 哲雄(一九八四)『古隅田川地域史における中世的地域構造』『千葉史学』四を改稿

- (8) 伊藤 寿和(二〇〇七)『下総国「下河辺庄」に関する歴史地理学的研究』『日本女子大学紀要 文学部 五七』八〇頁
 前掲注(6)の想定に対して、「水害多発地帯における水田経営であることを勘案した場合、得田率の56〜57%はむしろ高いと判断されよう」と述べている。

- (9) 前掲注(4)二九八・二九九頁
 (10) 原文の註(46) 貞治二年七月七日称名寺領年貢納帳(金沢文庫文書 通し番号 五五五〇号/整理番号 二〇三号)
 (11) 原文の註(47) 永徳二年下河辺庄赤岩郷年貢銭結解状(金沢文庫文書 通し番号 五五八九号/整理番号 二三九号)
 (12) 原文の註(48) (筆者注) 省略
 (13) 前掲注(7)一〇〇〜一〇三頁
 (14) 前掲注(6)八二・八三頁
 (15) 前掲注(6)二二二・二二三頁

付録

大道村(鎮守 香取神社)

「武蔵田園簿」(二七C中期) 二五九石

田方一九二石・畑方六六石

「元禄郷帳」(二七C末〜一八C初) 三六六石

「天保郷帳」(一九C前期) 四一七石

「旧高旧領取調帳」(一九C後期) 四一七石

大竹村(鎮守 香取神社)

「武蔵田園簿」(二七C中期) 一八六石

田方七七石 畑方一〇九石

「元禄郷帳」(二七C末〜一八C初) 二五〇石

「天保郷帳」(一九C前期) 二八四石

「旧高旧領取調帳」(一九C後期) 二八〇石

忍(恩)間村(鎮守 香取神社)

「武蔵田園簿」(二七C中期) 一三九石

田方一三六石・畑方一〇二石

「元禄郷帳」(二七C末〜一八C初) 四一八石

「天保郷帳」(一九C前期) 五〇二石

「旧高旧領取調帳」(一九C後期) 五〇二石

十恩間新田一六一石

国土交通省 国土地理院 「地図・空中写真閲覧サービス」
 MKT-613-C34-5 (昭和36年(1961)6月11日撮影)を加筆して引用
 (「写真1」) ↓

